奈良県知事 荒井 正吾 様

奈良市長 仲川 げん

まん延防止等重点措置の適用に関する要望書

令和3年7月30日(金)、国は、8月2日(月)から31日(火)の間、大阪府への緊急事態宣言の発出と兵庫県・京都府へのまん延防止等重点措置を適用することを決定、これにより、今後、当該地域から奈良県・奈良市への人の流入による感染の拡大が懸念されるところです。

県内の感染状況を見ても、7月29日(木)現在で、直近1週間の人口10万人当たりの陽性者数が、2週間弱で倍増し、16.7人とステージⅢ(感染急増段階)相当となり、また、入院病床の使用率(確保病床)が26%、入院率が37%、人口10万人当たりの療養者数が23.7人といずれもステージⅢ(感染急増段階)相当となっています。

本市におきましても、7月30日(金)現在で、直近1週間の人口10万人当たりの陽性者数が、10日間で倍増し、20.0人とステージIII(感染急増段階)相当となり、保健所での対応が厳しいものとなりつつある状況です。

夏休みやお盆を迎える中、今後、本市においてもデルタ株の増加による爆発的感染拡大が懸念される深刻な状況となっているものと認識しているところであります。

この背景には、若い世代を中心に市民の間で、デルタ株による感染拡大、ひいては医療 提供体制ひっ迫のリスクに対する危機意識が共有されていないことが大きな原因であり、 早急に行政として強いメッセージと対策を打ち出す必要があるものと認識しております。

このような状況において、感染のまん延を防止するためには、飲食店に対する営業時間の短縮、カラオケ設備の利用自粛、感染防止対策を行わない人の入店拒否などを要請するとともに財政上の措置を講ずることができ、実効性ある対策となる「まん延防止等重点措置」を、本市に適用していただくことが必要であると考えております。

つきましては、住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、また、本市における住民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生していると考えられることから、奈良県に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 1 項に基づくまん延防止等重点措置を適用していただくよう国に要請していただくとともに、まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき区域として本市の区域を指定していただくよう要望いたします。